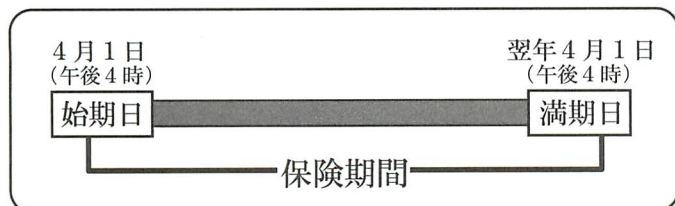


# TEAM KEEP LEFT 会員自転車総合保険規約

- 契約者 TEAM KEEP LEFT
- 被保険者 TEAM KEEP LEFT会員ご本人様
- 保険期間 毎年4月1日(午後4時)～翌年4月1日(午後4時)  
※中途加入された方は、会員規約により中途加入になります。



## ■保険内容【傷害補償】

日本国内での次に掲げる事故によるケガが保険金支払いの対象となります。

- ①自転車に搭乗中の被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガ
- ②自転車に搭乗していない被保険者が、運転中の自転車との衝突・接触により被ったケガ

### ◆補償内容

死亡保険金：360万円

事故の日からその日を含めて180日以内に被保険者が死亡した場合に360万円を被保険者の法定相続人に支払います。

後遺障害保険金：360万円(限度額)

事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じ後遺障害保険金の100%～3%を被保険者に支払います。

(死亡保険金・後遺障害保険金は合計して保険期間を通じて360万円を限度とします。)

### ※保険金支払の対象とならない主な場合

- ・競技、興行等で自転車に登場中の事故、または競技場で発生した事故によるもの  
例) レース、大会、イベント中の事故、また、レース会場、イベント会場での練習中の事故
- ・急激性のないもの(腰痛、腱鞘炎等)
- ・海外での事故
- ・むちうち、腰痛等の症状がある場合でも、医学的所見のないもの  
(自覚症状のみで診断書のない場合等)
- ・被保険者の故意による場合
- ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による場合
- ・地震、噴火、津波による場合
- ・戦争、革命、内乱による場合

## ■保険内容【賠償責任補償】

日本国内において生じた自転車の所有、使用・管理に起因して発生した偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に被害者(損害賠償請求権者)に対する損害賠償金、訴訟費用等を支払います。

### ◆補償内容

賠償責任保険金額：1億円(限度額)

### ※保険金支払の対象とならない主な場合

- ・職務に従事中の事故によるもの
- ・海外での事故によるもの
- ・被保険者が使用または管理している財物に与えた損害(他人から貸借しているもの等)
- ・被保険者の故意による場合
- ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による場合
- ・地震、噴火、津波による場合
- ・戦争、革命、内乱による場合
- ・被保険者と第三者の間の約定によって加重された損害賠償  
(保険で補償されるのは、法律上の損害賠償責任です。個人間での勝手な示談交渉は行わないでください。)